三朝町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三朝町震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、三朝町補助金等交付規則（平成 17 年三朝町規則第 13 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年３月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）　擁壁　住宅又は建築物の敷地を保全するために設置される鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない構造の擁壁をいう。

（２）　ブロック塀　補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。

（３）　対象建物等　住宅、建築物、擁壁若しくはブロック塀をいう。

（４）　耐震診断　国要綱附属第Ⅱ編イ-16 -(12)-①３．第１号イ及びロ又は第２号イ及びロに定める耐震診断をいい、別表第３第１欄（１）、（２）及び（５）に掲げるものとする。

（５）　改修設計　国要綱附属第Ⅱ編イ-16 -(12)-①３．第１号ハ又は第２号ハ又は第３号イに定める耐震化のための計画の策定（工事監理を除く。）をいう。

（６）　耐震改修、建替又は除却　国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①３．第３号から第６号までに定める耐震改修、建替若しくは除却又は第12号の安全確保に適合する耐震改修、建替若しくは除却をいう。

（７）　耐震改修等　耐震診断、改修設計、耐震改修、建替又は除却をいう。

（８）　設計図書　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第12号に定める書類をいう。

（９）　木造住宅の耐震診断と補強方法　一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」をいう。

(10)　指針　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（別添））をいう。

(11)　要緊急安全確認大規模建築物　地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和３年３月31日国住街第223号、国住市第156号。以下「緊促要綱」という。）第３第１項で交付対象となる建築物をいう。

(12)　通行障害既存耐震不適格建築物　耐震改修促進法第５条第３項第２号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（鳥取県耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）をいう。

(13)　防災拠点建築物　耐震改修促進法第５条第３項第１号に規定する建築物（鳥取県耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）をいう。

(14)　緊急輸送道路沿道建築物　緊促要綱第３第６項で交付対象となる住宅及び建築物をいう。

(15)　避難路沿道等建築物　緊促要綱第３第７項で交付対象となる住宅及び建築物をいう。

(16)　避難所等　緊促要綱第３第５項で交付対象となる建築物をいう。

(17)　特定天井　国要綱附属第Ⅱ編イ-16 -(12)-①３．第６号で交付対象となる天井をいう。

(18)　居室単位耐震改修　特定の居室部分に限定した耐震性能を確保するための耐震改修で、鳥取県生活環境部長が別に定める基準に適合するものをいう。

(19)　耐震シェルター　地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（部屋型のものに限る）で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。

(20)　耐震ベッド　就寝中の安全を確保するため、金属製フレーム等で上部を覆ったベッドで、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。

(21)　非構造部材　屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの及び建築設備をいう。

(22)　省エネ改修等　国要綱附属第Ⅱ編イ-16－(12)-①３．第13号ハ又はニに定める改修若しくは建替、又は緊促要綱第３第14項で交付対象となる改修若しくは建替、又は国要綱附属第Ⅱ編イ-16 －(20)－３．第３号、第４号に定める改修若しくは建替をいう。

(23)　省エネ基準　国要綱附属第Ⅱ編イ-16 －(20)－２．第２項第６号に定める省エネ基準。

(24)　ZEH水準　国要綱附属第Ⅱ編イ-16 －(20)－２．第２項第７号に定めるZEH基準。

(25)　高齢者　交付決定を受けた年度の３月31日時点で満65歳以上の者。

(26)　障がい者　次のいずれかに該当する者。

ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害のある者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号の１級から４級までであるもの。

イ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第５条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第２条第２項に規定する発達障害者を含む。）で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第６条第３項の１級又は２級であるもの。

ウ　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者で、その障害の程度が重度又は中度であるもの。

(27)　要介護者　介護保険法（平成９年法律第23号）第７条第３項に規定する要介護者。

(28)　避難行動要支援者　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第１項に規定する避難行動要支援者で、町が作成する避難行動要支援者名簿に登録されているものをいう。

(29)　利子補給制度　国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第３項第１号イに定める利子補給制度をいう。

(30)　買取再販住宅　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第２条第１項第３号に規定する宅地建物取引業者が販売を目的として取得した既存住宅をいう。

（交付目的）

第３条　本補助金は、三朝町耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物、擁壁（住宅又は建築物に付属するものに限る。以下同じ。）及びブロック塀の耐震診断及び耐震改修並びに住宅・建築物の建替及び除却（耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。）を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

（対象住宅等）

第４条　本補助金の交付の対象となる住宅、建築物、擁壁及びブロック塀（以下「対象住宅等」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、擁壁及びブロック塀、耐震シェルター、耐震ベッド並びに屋根瓦耐震、耐風対策及び非構造部材耐震対策にあっては第１号の要件を除く。

（１）　建築された時期がそれぞれ次に掲げるものであること。

ア　木造の住宅については平成12年５月31日以前に建築されたもの又はZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準（令和４年10月28日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）を含む。以下「省エネ壁量等基準」という。）に基づく耐震性能の検証（以下「ZEH壁量検証」という。）が必要なもの

イ　特定天井については平成26年３月31日以前に建築されたもの

ウ　ア及びイ以外については昭和 56 年５月 31 日以前に建築されたもの

（２）　本補助金の交付申請を行う時点において、建築基準法第９条第１項の規定に基づく命令を受けているものでないこと。

（３）　擁壁の場合にあっては、住宅又は建築物と併せて耐震改修等を実施する場合で、不特定の者が通行する道路に面したものであること。

（４）　改修設計、耐震改修、建替、除却又は居室単位改修の場合にあっては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると評価されたものであること。（特定天井の改修設計、耐震改修又は除却の場合にあっては、耐震診断の結果、当該特定天井の脱落の危険性があると判断されたものであること。）

（５）　耐震シェルターの設置の場合にあっては、高齢者、障がい者又は要介護者等若しくは避難行動要支援者が居住する住宅である場合を除き、昭和 56 年５月 31 日（木造建築物については平成 12 年５月 31 日）以前に建築されたもので、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると評価されたものであること。

（６）　耐震ベッドの設置の場合にあっては、高齢者、障がい者又は要介護者若しくは避難行動要支援者が居住する住宅であること。

（７）　屋根瓦耐風改修の場合にあっては、昭和46年建設省告示第109号に適合しない屋根であること。

（８）　当該対象住宅等に係る耐震改修を行う場合にあっては、特定行政庁（建築基準法第２条 35 号に規定する特定行政庁をいう。）により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたものであること。

（９）　屋根瓦耐震対策及び非構造部材耐震対策の場合にあっては、昭和56年６月１日（木造建築物については平成12年６月１日）以降に建築されたもの、又は昭和56年５月31日（木造建築物については平成12年５月31日）以前に建築されたもののうち、次に掲げるいずれかであること。

ア　耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの

イ　耐震改修を実施したもの

ウ　耐震改修工事を併せて行う住宅

エ　土葺き瓦屋根の住宅

(10)　ブロック塀耐震対策の場合にあっては、次のアからエまでに掲げるもの全てを満たす除却及びオを満たす改修であること。

ア　高さが0.6メートルを超えるもの

イ　不特定の者が通行する道路に面したもの

ウ　別表第１又は別表第２により安全対策が必要と判断されたもの

エ　イ及びウの部分の全てのブロック塀について除却を行うもの

オ　ブロック塀を除却した範囲に行う軽量なフェンス、生垣・木塀等への改修（エと併せて行うものに限る。）

（11）　国及び地方公共団体が所有しているものでないこと。

（12）　耐震診断にあっては、同一の対象住宅等について、同様の補助を受けたことがないこと。ただし、本補助金要綱施行以前に補助を受けた場合を除く。

（補助対象者）

第５条　本補助金の交付の対象となる者は、町内に存する対象住宅等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）とする。

（補助対象経費）

第６条　本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第３の第２欄に掲げる対象建物等について同表の第１欄に掲げる事業（擁壁にあっては、住宅と併せて実施する場合に限る。以下「補助事業」という。）に要する経費（建替又は除却等の場合にあっては、耐震改修に要する費用相当分）とする。ただし、同表の第３欄に定める額（以下「補助対象経費限度額」という。）を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず、とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を補助対象経費から除く。

３　第１項に規定する補助対象経費について、仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。

（補助金の算定等）

第７条　本補助金の額は、補助対象経費に別表第３の第４欄の割合（以下「補助率」という。）を乗じて得た額に相当する額（1,000 円未満の端数は、切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第８条　規則第５条の規定により、本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書を町長が定める日までに町長に提出しなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に定める書類は、次に掲げるものとする。

（１）　事業（変更）計画書（様式第１号）

（２）　収支予算（決算）書（様式第２号）

３　補助事業者は、第１項の規定による申請に当たり、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、第６条第３項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費（補助対象経費限度額を限度とする。）に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）を交付申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

（交付決定の時期等）

第９条　本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、町長がその財源に充当する国及び県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則とし 30 日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

２　町長は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第６条第１項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定することができる。この場合において、補助対象経費に係る

仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第 10 条　規則第 12 条第 1 項の町長が別に定める変更は、補助対象経費の額の変更又は補助事業の完了年月日の変更（当該年度において完了しない場合に限る。）以外の変更とする。

（実績報告書の時期等）

第11条　規則第17条第１項の実績報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に定める書類は、次に掲げるものとし、補助事業完了後１か月を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（１）　収支予算（決算）書（様式第２号）

（２）　事業報告書（様式第３号）

２　補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

３　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

（雑則）

第 12 条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 26 年５月８日から施行し、平成 26 年度から適用する。

（震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の廃止）

２　震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成 21 年三朝町告示第 19 号）は、廃止する。

附　則（平成 27 年告示第９号）

この改正は、平成 27 年１月 30 日から施行する。

附　則（平成 29 年告示第 14 号）

この改正は、平成 29 年２月９日から施行する。

附　則（平成 29 年告示第 63 号）

この改正は、平成 29 年４月 26 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附　則（平成 30 年告示第 88 号）

この改正は、平成 30 年 11 月 13 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附　則（令和２年告示第 13 号）

この改正は、令和２年１月 21 日から施行する。

附　則（令和４年告示第 33 号）

この改正は、令和４年３月 23 日から施行し、同日以降に交付申請のあった補助事業について適用

する。

附　則（令和４年告示第 94 号）

この改正は、令和４年８月 26 日から施行し、同日以降に交付申請のあった補助事業について適用する。

附　則（令和６年告示第 29 号）

この改正は、令和６年３月４日から施行し、同日以降に交付申請のあった補助事業について適用する。

附　則（令和６年告示第 54 号）

この改正は、令和６年４月 15 日から施行し、令和６年度事業から適用する。

附　則（令和７年告示第 52 号）

この改正は、令和７年４月 30 日から施行し、令和７年度事業から適用する。

別表第１（第４条関係）

補強コンクリートブロック塀（鉄筋が入っているもの）の点検表

点検項目	点検内容 （「６．傾き、ひび割れ」、「７．ぐらつき」については、塀高さ 0.6 メートル以下の部分を除く）	点検結果	
		適合	不適合
１．高さ	2.2メートル以下	はい	いいえ
２．壁の厚さ	高さ２メートルを超える塀の場合は、15センチメートル以上	はい	いいえ
	高さ２メートル以下の塀の場合は、10センチメートル以上	はい	いいえ
３．鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦にそれぞれ径９ミリメートル以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径９ミリメートル以上の鉄筋が縦横80センチメートル以内の間隔で入っている	はい	いいえ
４．控壁（高さが1.2メートルを超える塀の場合）	長さ3.4メートル以内ごとに径９ミリメートル以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの５分の１以上突出してある	はい	いいえ
５．基礎	丈が35センチメートル以上で、根入れ深さが30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
６．傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は１ミリメートル以上のひび割れがある	いいえ	はい
７．ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
８．その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	８項目のうち１つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です。		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6メートルを超えるもの	はい	いいえ

別表第２（第４条関係）

組積造の塀（鉄筋が入っていない補強コンクリートブロック塀を含む。）の点検表

点検項目	点検内容 （「５．傾き、ひび割れ」、「６．ぐらつき」については、塀高さ 0.6 メートル以下の部分を除く）	点検結果	
		適合	不適合
１．高さ	1.2メートル以下	はい	いいえ
２．壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の１以上ある	はい	いいえ
３．控壁	長さ４メートル以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
４．基礎	根入れ深さが20センチメートル以上ある	はい	いいえ
５．傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は１ミリメートル以上のひび割れがある	いいえ	はい
６．ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
７．その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	７項目のうち１つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です。		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6メートルを超えるもの	はい	いいえ

別表第３（第６条、第７条関係）

１ 補助事業		２ 対象建物等	３ 補助対象経費限度額	４ 補助率
（１）　木造住宅耐震診断	次のいずれかに該当する耐震診断（ZEH壁量検証を含み、その時点における最新の基準によって行われるものに限る。） ア　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章第８節に規定する構造計算によるもの イ　指針第一に示すもの ウ　「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの エ　アからウまでに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	一戸建ての住宅（擁壁を含む。以下同じ。）	１戸当たり、設計図書がある場合は161.7千円、設計図書がない場合は199.1千円	３分の２
		共同住宅又は長屋（擁壁を含む。以下同じ。）	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第１項第３号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
（２）　非木造住宅耐震診断	次のいずれかに該当する耐震診断（その時点における最新の基準によって行われるものに限る。） ア　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章第８節に規定する構造計算によるもの イ　指針第一に示すもの ウ　「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」「既存鉄骨鉄筋造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第二次診断法又は第三次診断法によるもの エ　アからウまでに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	一戸建ての住宅	１戸当たり136千円（第二次診断法以上の診断法に限る）	３分の２
		共同住宅又は長屋	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第１項第３号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
（３）　木造住宅耐震改修	次のいずれかに該当する耐震改修（ウ及びエにあっては、イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） ア　建築基準法第19条及び第20条の規	木造の住宅	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第３項第３号に定める費用	23パーセント(利子補給制度を利用す

	定に適合するように行われるもの イ　指針第二に示す耐震改修を行い、Iwが1.0以上となるもの ウ　指針第二に示す耐震改修を行い、Iwが0.7以上となるもの エ　指針第二に示す耐震改修を行い、２階建て住宅の１階部分のIwの最小値が1.0以上となるもの オ　ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの カ　ZEH水準の木造住宅については、上記ア、イ又はオのいずれか及び省エネ壁量等基準に適合するもの			る住宅については、国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第３項第３号に定める算式により算定した額を減じた額)
（４）　非木造住宅耐震改修	次のいずれかに該当する耐震改修 ア　建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ　指針第二に示す耐震改修を行い、Isが0.6以上かつqが1.0以上となるもの ウ　ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	非木造の住宅	国要綱附属第Ⅲ編イ -16-(12)-① 第３項第３号に定める費用	23 パーセント(利子補給制度を利用する住宅については、国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第３項第３号に定める算式により算定した額を減じた額)
（５）　建築物耐震対策	次のいずれかに該当する耐震診断（その時点における最新の基準によって行われるものに限る。） ア　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章第８節に規定する構造計算によるもの イ　指針第一に示すもの ウ　「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法に	通行障害既存耐震不適格建築物	緊促要綱第３第２項第４号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		防災拠点建築物	緊促要綱第３第２項第４号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		緊急輸送道路沿道等建築物	緊促要綱第３第２項第４号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２

	よるもの エ　「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」「既存鉄骨鉄筋造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第二次診断法又は第三次診断法によるもの オ　アからエまでに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	避難路沿道等建築物	緊促要綱第３第２項第４号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		避難所等	緊促要綱第３第２項第４号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		その他の建築物	国要綱附属第Ⅲ編イ -16-(12)-① 第２項第３号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
	当該設計により改修工事を行う耐震設計。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。	通行障害既存耐震不適格建築物	緊促要綱第３第２項第４号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		要緊急安全確認大規模建築物	緊促要綱第３第２項第４号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		防災拠点建築物	緊促要綱第３第２項第４号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		緊急輸送道路沿道等建築物	緊促要綱第３第２項第４号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		避難路沿道等建築物	緊促要綱第３第２項第４号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		避難所等	緊促要綱第３第２項第４号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		その他の建築物	国要綱附属第Ⅲ編イ -16-(12)-① 第２項第３号イ、ロ、ハに定める費用	23パーセント
	次のいずれかに該当する耐震改修工事、建替工事又は除却工事（防災拠点建築物及び避難所等については除却工事を除く。） ア　建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの	要緊急安全確認大規模建築物	緊促要綱第３第１項第３号イ、ロ、ハに定める費用	600 分 の 269
		防災拠点建築物	緊促要綱第３第１項第３号イ、ロ、ハに定める費用	15分の11

	イ　指針第二に示すもの ウ　ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	通行障害既存耐震不適格建築物	緊促要綱第３第１項第３号イ、ロ、ハに定める費用	15分の11
		緊急輸送道路沿道等建築物	緊促要綱第３第１項第３号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		避難路沿道等建築物	緊促要綱第３第１項第３号イ、ロ、ハに定める費用	23パーセント
		避難所等	緊促要綱第３第１項第３号イ、ロ、ハに定める費用	３分の２
		その他の建築物	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第４項第２号(１)に定める費用	23パーセント
（６）　住宅耐震化総合支援（鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成17年10月13日付第200500073282号鳥取県生活環境部長通知）第４条第１項第２号又は第４号に該当する場合に限る。）	次のいずれかに該当し、当該設計により改修工事を行う耐震改修又は建替の設計 ア　建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの イ　本要綱に基づく耐震診断と併せて改修設計を行うもの ウ　木造住宅の居室単位耐震改修にあっては、県が別に定める基準に適合すること	住宅	１戸当たり320千円	２分の１
	次のいずれかに該当する耐震改修工事又は建替工事（ウ及びエにあっては、イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） ア　建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ　指針第二に示す耐震改修を行い、木造住宅にあってはIwが1.0以上、非木造住宅にあってはIsが0.6以上かつqが1.0以上となるもの ウ　木造住宅にあっては、指針第二に示す耐震改修を行い、Iwが0.7以上となるもの	住宅（買取再販住宅を除く。）	１戸当たり1,750千円	５分の４（利子補給制度を利用する住宅については、国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第３項第１号に定める算式により

	エ　木造住宅にあっては、指針第二に示す耐震改修を行い、２階建て住宅の１階部分のIwが1.0以上となるもの オ　ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの カ　ZEH水準の木造住宅については、上記ア、イ又はオのいずれか及び省エネ壁量等基準に適合するもの			算定した額を減じた額）
		買取再販住宅	１戸当たり1,750千円	２分の１（利子補給制度を利用する住宅については、国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第３項第１号に定める算式により算定した額を減じた額）
（７）　住宅除却	次のいずれかに該当する住宅の除去 ア　建築士等による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの イ　「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除去における耐震診断について（技術的助言）（令和６年１月30日国住市第40号）」に示された方法による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの	住宅	１戸当たり4,254千円	23パーセント
（８）　居室単位耐震改修	県が別に定める基準に適合する、居室単位の耐震改修工事であること	住宅	１戸当たり1,250千円	５分の４
（９）　耐震シェルター設置	原則として１階部分に設置するもの	住宅	１戸当たり3,643千円	23パーセント
		現に高齢者、障がい者又は要介護者若し	１戸当たり1,000千円	５分の４

		くは避難行動要支援者が居住する住宅		
(10)　耐震ベッド設置	原則として１階部分に設置するもの	現に高齢者、障がい者又は要介護者若しくは避難行動要支援者が居住する住宅	１戸当たり625千円	５分の４
(11)　屋根瓦耐震・耐風対策	耐震対策については、次のいずれかに該当するもの ア　屋根の軽量化又は屋根瓦の落下防止措置措を行うもの（屋根瓦にあっては、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（社団法人全日本瓦工事業連盟他発行)」に基づいて施工するものに限る。） イ　アに掲げる耐震対策と同等以上に安全性を向上させると認められるもの ウ　金属葺きは、建築基準法に規定する耐風性能を有すること	住宅	１戸当たり900千円	３分の１
	屋根瓦の耐風診断を行うもの		国要綱附属第Ⅲ編イ -16-(12)-① 第11項第１号ロに定める費用	３分の２
	次のいずれかに該当する耐風改修 ア　「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（社団法人全日本瓦工事業連盟他発行)」に基づいて施工するものに限る。 ただし、上記耐震対策と同等以上に安全性を向上させると認められるものを含む イ　金属葺きは、建築基準法に規定する耐風性能を有すること		国要綱附属第Ⅲ編イ -16-(12)-① 第11項第２号ロに定める費用	23パーセント
(12)　特定天井耐震対策	次のいずれかに該当する耐震改修又は除却 ア　建築基準法施行令第39条の規定に	避難所等	国要綱附属第Ⅲ編イ -16-(12)-① 第６項に定める費用	３分の１

	適合するように行われるもの イ　アに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	避難所等以外の建築物	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第６項に定める費用	23パーセント
(13)　非構造部材耐震対策（住宅については照明設備を除く。）	次のいずれかに該当する耐震対策工事 ア　建築基準法施行令第39条の規定に適合するように行われるもの イ　アに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	避難所等	１棟当たり27,000千円	３分の１
		一戸建て住宅	１戸当たり1,304千円	23パーセント
		避難所等及び一戸建て住宅以外の建築物	１棟当たり26,086千円	23パーセント
(14)　ブロック塀等耐震対策	除却		１メートル当たり18千円（225千円を限度とする。）	３分の２
		併せて基礎を撤去する場合	１メートル当たり36千円（450千円を限度とする。）	３分の２
	ブロック塀を除却した範囲に行う軽量なフェンス・生垣・木塀等への改修		１メートル当たり25千円（300千円を限度とする。）	３分の１
(15)　省エネ改修等	次のいずれかに該当する省エネ改修等工事 ア　昭和56年６月１日（木造住宅については平成12年６月１日）以降に建築されたもの イ　昭和56年５月31日（木造住宅については平成12年５月31日）以前に建築されたもののうち、建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの ウ　耐震改修を実施したもの エ　本要綱に基づく耐震改修又は建替えと併せて省エネ改修等を行うもの	一戸建ての住宅	省エネ基準の場合１戸当たり750千円	５分の２
			ZEH水準の場合１戸当たり875千円	５分の４
		共同住宅又は長屋	省エネ基準の場合１戸当たり750千円	５分の２
			ZEH水準の場合１戸当たり875千円	５分の４
		建築物	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(20)第４項に定める費用	23パーセント

１　表中においてIwとは指針第一第１号に掲げる構造耐震指標のことをいい、改修前、改修後のIwとは各階の張り間及び桁行方向のIwのうちの最小値とする。

２　「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）により診断する場合、Iwを「評点」と読み替えるものとする。

３　その他指針第一第１号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあっては、Iwは当該指標によることができる。

4　表中においてIsとは指針第一第２号に掲げる構造耐震指標のことをいい、改修前、改修後のIsとは各階の張り間及び桁行方向のIsのうちの最小値とする。

5　指針第一第２号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあっては、Isは当該指標によることができる。

6　住宅及び建築物に付随する擁壁又はブロック塀については改修（撤去又は再設置を含む。）後に表中（３）ア若しくはオ又は表中（４）ア若しくはウの基準に合致するものを対象とし、当該改修費用は住宅・建築物の改修費用に含めて補助対象経費を算定する。

様式第１号（第８条関係）

年度三朝町震災に強いまちづくり促進事業（変更）計画書

１　事業の目的

２　事業の内容

（単位：千円）

事業区分	対象区分	補助対象経費	補助金交付申請額	備　考
合　計				

（注）（１）　事業区分の欄には、耐震診断、改修設計、耐震改修、住宅耐震化総合支援、建替、除却、耐震シェルター設置、ブロック塀耐震対策、屋根瓦耐震・耐風対策又は非構造部材耐震対策、省エネ改修等の別を記載すること。

（２）　対象区分の欄には、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅(マンション)、建築物、要緊急安全確認大規模建築物、防災拠点建築物、通行障害既存耐震不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等、特定天井又はブロック塀の別を記載すること。なお、住宅の場合は木造又は非木造の別を併せて記載すること。

（３）　変更申請の場合は、変更前の内容を上段に（　）書すること。

（４）　備考の欄には、耐震診断の方法の別（一般診断、精密診断、二次診断又は三次診断）、設計図書の有無、多雪区域の内外等を記載すること。

３　事業開始（予定）年月日

４　事業完了（予定）年月日

※耐震改修、建替又は除却を行う場合（一戸建て住宅を除く）に限り複数年度の事業計画とすることができる。

添付書類（対象施設が特定されている場合）

１　事業区分が改修設計、耐震改修、建替又は除却の場合にあっては、耐震診断の結果のわかる書類を添付すること。

２　消費税仕入控除税額の内容がわかるもの（個人申請者は不要）

３　他の補助金の活用の有無　　有　・　無

※　「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※　過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※　今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

様式第２号（第８条、第11条関係）

収　支　予　算（　決　算　）書

収入の部

区　　分	予　算（決　算）額	備　　考
補　助　金	円	
そ　の　他	円	
合　　計	円	

支出の部

区　　分	予　算（決　算）額	備　　考
	円	
	円	
合　　計	円	

様式第３号（第11条関係）

年度三朝町震災に強いまちづくり促進事業報告書

１　事業の目的

２　事業の内容

建物名称	事業区分	対象区分	補助対象経費（円）	補助金（円）	備考
合計					

（注）（１）　事業区分の欄には、耐震診断、改修設計、耐震改修、住宅耐震化総合支援、建替、除却、耐震シェルター設置、ブロック塀耐震対策、屋根瓦耐震・耐風対策又は非構造部材耐震対策、省エネ改修等の別を記載すること。

（２）　対象区分の欄には、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅(マンション)、建築物、要緊急安全確認大規模建築物、防災拠点建築物、通行障害既存耐震不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等、特定天井又はブロック塀の別を記載すること。なお、住宅の場合は木造又は非木造の別を併せて記載すること。

（３）　備考の欄には、耐震診断の方法の別（一般診断、精密診断、二次診断又は三次診断)、設計図書の有無、多雪区域の内外等を記載すること。

３　事業開始年月日

４　事業完了年月日

添付書類

１　耐震診断にあっては、平成18年９月15日付国住指第1385号国土交通省住宅局建築指導課長通知に定めるところにより耐震診断を行った者が作成した耐震診断結果報告書、耐震結果概要書等の写し

２　耐震改修にあっては、改修後の耐震性能について記載された書類の写し

３　消費税仕入控除税額の内容がわかるもの（個人申請者は不要）

４　他の補助金の活用の有無　有　・　無

※　「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※　過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※　今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。